

令和2年第10回寄居町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和2年10月26日(月)	
開催場所	寄居町役場 全員協議会室	
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後2時18分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄 午後3時 6分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	欠
3	八木秀雄	欠		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		野口秀明	出
8	石田裕司	出		吉田一行	出
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 大野芳春  
 次長 清水周二  
 書記 青木智史  
 書記 久保和之

発言者	内容
事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和2年第10回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、八木秀雄委員、坂本和彦委員から欠席の旨の通告がありましたので、御報告いたします。現在の出席委員は12名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和2年第10回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第6号、農地の改良に係る届出について。</p> <p>日程第3、報告第7号、農地法第43条第1項の規定による届出について。</p> <p>日程第4、議案第73号から議案第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第75号、農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について。</p> <p>日程第6、議案第76号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更について。</p> <p>日程第7、議案第77号から議案第82号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことで御異議ございませんか。</p> <p>(委員から、「なし」の声)</p>
議長	<p>それでは、石田裕司委員と小野田房良委員にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第6号、農地の改良に係る届出について報告いたします。</p> <p>それでは、報告第6号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書1ページを御覧ください。</p> <p>農地の改良につきましては、県の「農地改良等の取扱いに関する要綱」によりまして、改良する面積が1,000m<sup>2</sup>未満、工事期間が1か月以内等の要件に該当する軽微な事案の場合は、工事着手前に農業委員会へ届け出ることで行うことができるものとなっております。</p> <p>それでは、報告第6号につきまして、御報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>毎年の保全管理も大変で、地目が田で水はけも悪いため、畑にするために土を入れ、改良後は野菜の栽培を行いたいとのことです。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですので御了承願います。</p> <p>続きまして、日程第3、報告第7号、農地法第43条第1項の規定による届出について報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第7号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書2ページを御覧ください。</p>

発言者	内容
	農地法第43条第1項の規定による届出につきましては、農作物の栽培の用に供する施設であって、農作物の栽培の効率化又は高度化を図るためのもののうち、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないものであれば、農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。当町では初めての申請になるため、配布させていただきました資料をご覧いただきながら制度の説明をさせていただきます。 (資料を基に朗読、説明)
事務局	それでは、報告番号第7号につきまして、御報告申し上げます。
事務局	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述) 施設は菌床しいたけの栽培用ハウスで部屋数は3室となっておりますが、扉でつながっておりますとして、実質一つの棟となっております。工事期間は賃貸借の開始日である10月1日より12月末までの予定となっております。
議長 柴崎推進委員	説明は、以上でございます。 報告事項ですので御了承願います。
議長 柴崎推進委員	はい。 柴崎推進委員。 この件について、地元の委員として、八木委員さんと一緒に、現地と所有者の方の確認をしてまいりました。大変規模が大きくて、心配だったので、事務局の方へお邪魔して、事業内容を確認しました。できることなら、地元の委員には、事業の周知をしていただくような意見を、事務局の方へは申し上げてきました。初めての事業だということですが、これからもあriうることかなと思いますので、地元の委員さんや関係者には、事前にお話しいただければなと希望を申し上げます。
議長 事務局	それと同じ報告についてですが、事業主が記載されており、賃貸借を行うということですが、所有者という表現はしなくても良いのでしょうか。 そういったことで、質問とお願いを申し上げました。
事務局長	事務局。 御説明申し上げます。賃借権の設定につきましては、8月の総会にて、利用権設定の御審議をいただいておりました。届出者については、施設を作り、耕作をする方となりますので、こういった記載をしております。
議長 柴崎推進委員	地元の委員の皆様への説明の件ですが、報告の案件の取り扱いにつきまして、総会の後、皆様に御説明いたしまして、御了解いただけましたら、取り扱いを決めて、対応したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。
議長 事務局	よろしいですか。 はい。 それでは、御了承願いたいと思います。
	続きまして、日程第4、議案第73号から議案第74号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、議案第73号と議案第74号につきましては、関連がありますので、一括審議といたします。
事務局	それでは、議案第73号及び議案第74号について、事務局の説明を求めます。 議案書の3ページを御覧ください。

発言者	内容
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第73号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>申請地は、昭和40年頃から農家住宅として利用されておりましたが、相続をきっかけに、許可を取らずに使用していたことが分かり、今回正式に許可を取るため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>なお、申請地の2筆は申請をおこなうため、〇〇-〇を分筆したものとなります。申請地の〇〇-〇は〇〇-〇の雑種地と一体で利用する貸駐車場となっております。こちらにつきましては、開発に伴い、駐車場がなくなってしまったため、近隣住民のために、既に貸駐車場敷地として利用しております。また、〇〇-〇は〇〇-〇の宅地拡張として、申請があがっております。どちらも、追認の申請となります。</p> <p>本議案の、許可要件の該当性ですが、農地法第4条第6項第2号の非代替性、第3号の信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>昨日、内田委員、野口委員と3人で、現地調査を行いました。偶然申請人と会いまして、お話を伺いました。宅地、また駐車場敷地として利用しているにも関わらず、農地であったということで、今回、現状の利用にあわせて手続きをとりたいという案件であります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第73号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第73号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、举手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第74号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第75号、農地法第5条第1項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第75号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページを御覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可につきましては、農地の所有者等から別の者への権</p>

発言者	内容
事務局	<p>利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的で転用を許可するものですが、本件につきましては、平成 20 年 5 月 21 日付けで得た許可の取消しを願い出ているものでございます。</p> <p>それでは、議案第 75 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは、自己用住宅敷地として当時許可を得たものですが、その後転勤が決まったため、事業は行われず、今後も計画がないことから、許可の取消しを求めているものであり、特に問題はないと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず地元の委員さんの御意見を伺います。</p>
柴崎委員 議長	<p>柴崎委員。</p> <p>許可の取消しということで、問題はないと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
議長	<p>(委員の中から、「なし」の声)</p> <p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p>
議長	<p>議案第 75 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 75 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第 6、議案第 76 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 76 号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の 5 ページを御覧ください。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更につきましては、過去に権利移動を伴う許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。</p>
議長	<p>それでは、議案第 76 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
吉田推進委員	<p>令和元年 11 月 6 日に大農振第 1005-2037 号で譲渡人である〇〇さんが建売住宅敷地として許可を得ております。</p>
議長	<p>この議案第 76 号につきましては、この後に御審議をいただきます議案第 80 号と関連があるものですが、譲渡人である〇〇さんの建売住宅敷地という当初の計画から、譲受人である〇〇さん、〇〇さんの自己用住宅敷地とする内容の計画変更の承認を求めるものです。</p>
吉田推進委員	<p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p>

発言者	内容
議長	<p>んが土地を購入いたしまして、その後に、継承者である〇〇さん、〇〇さんへ自己用の住宅を建てるということを聞きました。現地は、去年よりもきれいにしてあります、土留めも削られ進入できるようになっております。周辺は、ほぼ住宅となっておりますので、何の支障もないと思います。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 76 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 76 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>続きまして、日程第 7、議案第 77 号から議案第 82 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 77 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページを御覧ください。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第 77 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>申請人は、現在賃貸住宅に住んでいますが、手狭になってきたため、日当たりがよく、景観もよい〇〇地区で暮らしたいと思い物件を探していたところ、知人からの紹介により、条件に合ったため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本推進委員	<p>24 日に、柴崎委員と現地を確認してまいりました。隣地には、以前宅地が建っておりまして、住宅地としては最適かと思います。特に問題はないかと思いますので、よろしく御審議のほど、お願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 77 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 77 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p>

発言者	内容
事務局	<p>次に、議案第 78 号について事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第 78 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>住宅相談で、田舎暮らしを望む人が増えており、申請地は、適度に人里から離れておりながらもライフラインが整っているため、需要が見込めると判断して、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>柴崎委員。</p>
柴崎委員	<p>先日 24 日、坂本委員さんと現地を見てまいりました。南側には 3 軒、新しい家があります。西側にも 1 軒、新しい家がありまして、宅地化が進んでおります。問題ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案 78 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 78 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第 79 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 79 号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画の第一種住居地域に該当しており、公共下水の工事も始まり、都市開発が進んでおり、住宅の需要が見込めることから、宅地分譲を行うため、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>昨日、内田委員並びに野口委員と 3 人で、現地を確認してまいりました。道路に面して、3 方が住宅に囲まれていて、ポツンと残った農地であります。そういったことで、ただいまの事務局の説明のとおり、転用については、支障はないものと確認してきた次第であります。</p> <p>よろしく御審議のほど、お願ひいたします。</p>

発言者	内 容
議長	他に御意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 79 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 79 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 80 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 80 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	申請地は、譲渡人である〇〇さんの建売住宅の計画がなくなり農地のままとなつておりました。譲受人である〇〇さん、〇〇さんは現在、アパート暮らしをしており、手狭になったことから、住環境をあまり変えないよう、居住地の近くで探していたところ、申請地を見つけ、計画変更と併せて、今回の申請に至つたそうです。
	本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 2 号の非代替性、第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。
	説明は、以上でございます。
議長	この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。
	吉田委員。
吉田推進委員	先ほど、議案第 76 号で説明したように、譲受人である〇〇さん、〇〇さんが、自己用住宅としての計画があり申請したもので、何ら支障はないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	他に御意見はございますか。
	(委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第 80 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 80 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。
	次に、議案第 81 号について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 81 号につきまして、御説明申し上げます。
	(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)
事務局	八高線の倒竹対策工事に伴う、資材置場等が必要なため、一時転用したく今回の申請に至つたとのことです。
	本議案の、許可要件の該当性ですが、この農地は、不許可の例外にあたるため、農振農用地であっても許可の対象となるものです。また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。

発言者	内容
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>10月25日に、小淵委員さんと關谷委員さんとで、現地確認と面談を行ってまいりました。</p> <p>現地につきましては、八高線に沿って、10メートルくらい竹林が続いております。雪が降ると、線路へ竹が倒れこんで、運行に支障が起こるということで、工事を行いたいということだそうです。地域的にも、八高線としても、悪いことではないので、ぜひ皆様方の御承認をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第81号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第81号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、議案第82号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第82号につきまして、御説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>譲受人である〇〇さんは、駐車場として、会社から県道を挟んだ土地に社員駐車場を設けておりましたが、土地を手放すことになり、近隣で土地を探していたところ、今回の申請地を見つけたことから、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>この件につきまして、まず、地元の委員さんの御意見を伺います。</p> <p>新井委員。</p>
新井委員	<p>10月25日に、小淵委員さんと關谷委員さんとで、現地調査と面談をしてまいりました。この土地につきましては、砂利が少しありましたが、現在は、除去されており、きれいな農地となっております。問題はないものと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第82号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で全ての議案審議が終了いたしました。</p>

発言者	内容
議長	<p>委員さんから、何かございますか。            (委員からなしの声)</p>
事務局長	<p>事務局から、何かありますか。</p>
	<p>事務局から 3 点、御連絡をいたします。</p> <p>1 点目でございます。次回の総会ですが、11 月 25 日水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。繰り返します。11 月 25 日水曜日の午後 1 時 30 分からでお願いいたします。</p> <p>2 点目でございます。開催が予定されておりました農業者年金加入特別研修会ですが、新型コロナウイルスの拡大に伴い、会場に集まつての研修が中止となりました。つきましては、先月の総会終了後に研修会をさせていただきましたが、同様の DVD 及び資料による形式で、来月の 11 月総会終了後を検討しているところでございます。時間は約 80 分になりますが、可能であれば、埼玉県農業会議の担当者の方にもお越しいただきまして、開催できればと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
事務局長	<p>(委員からの了承)</p> <p>ありがとうございます。お忙しいところ恐縮でございますが、御予定のほど、よろしくお願いいいたします。</p>
	<p>3 点目でございます。本日机上配布させていただきました女性農業委員の取り組み事例報告書を御覧いただきたいと思います。東松山市農業委員会の女性委員の方による農地中間管理事業の取り組みについての報告書となっております。当町におきましても、農地中間管理事業を推進しておりますので、今後の取り組みへのご参考にしていただければと思います。</p> <p>以上、3 点ですが、よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは他に無いようですので、令和 2 年第 10 回総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>御協力ありがとうございました。</p>
	<p>(起立・礼・着席の発声)</p>

発言者	内容
	署名委員の決定について議長指名により
	石田裕司委員 小野田房良委員
	以上2名を選任する
	上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。
	令和2年10月26日
議長	室岡重雄
委員	石田裕司
委員	小野田房良